

主な改正内容

1 事業者選択型経営者保証非提供制度の適用開始

所定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする事業者選択型経営者保証非提供制度について、県制度融資（一部例外の融資制度有り）に適用することとした。

2 安心実現のための高知県緊急融資に事業者選択型経営者保証非提供促進枠を創設

従来の安心実現のための高知県緊急融資を一般枠とし、経営者保証を不要とする信用保証料上乗せ分について、国が0.15%（令和5年度及び6年度）を補助する事業者選択型経営者保証非提供枠を創設した。

3 流動資産担保融資における保証人について

保証人について徴求しないこととした。